

上郡町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
5年度	13,913	8,422,312	233,202	1,382,648	16.4	16.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	135	507,075	64,521	199,854	771,450	5,714	5,708

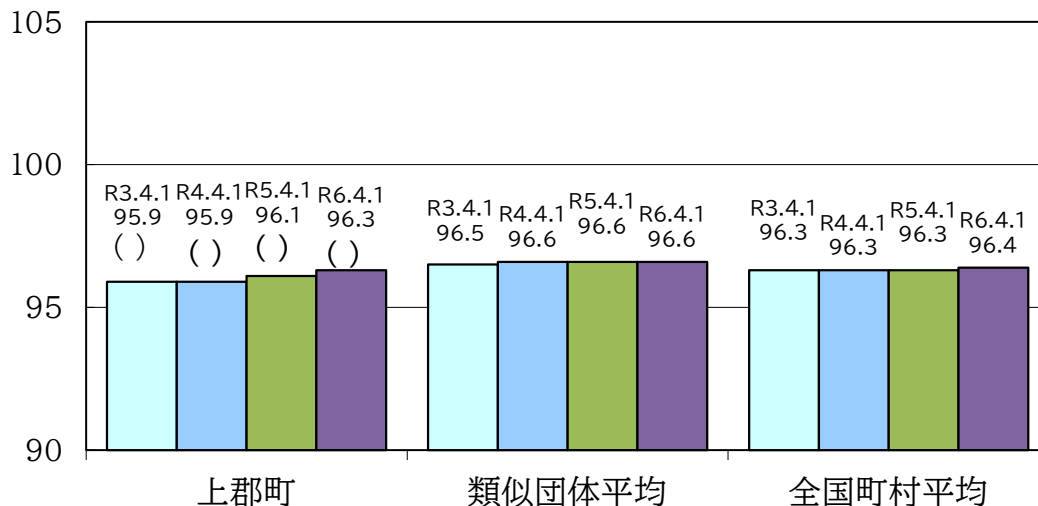
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。

また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年后再任用短時間勤務職員及び任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれている年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

※上郡町は地域手当非支給地であり同数値のため記載せず。

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものの。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

〔実施 未実施〕

実施時期：平成27年4月1日

実施内容：一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和の為、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

実施時期：平成27年4月1日

実施内容：管理職手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上郡町	42.7 歳	317,384 円	374,487 円	337,722 円
兵庫県	43.2 歳	324,400 円	420,253 円	376,521 円
国	42.1 歳	323,823 円	-	405,378 円
類似団体	41.8 歳	309,513 円	358,114 円	334,718 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上郡町	-	2人	-	-	-
兵庫県	57.4 歳	285人	335,100 円	399,396 円	367,546 円
国	51.2 歳	1,829人	288,144 円	-	330,553 円
類似団体	50.2 歳	4人	290,973 円	313,408 円	300,549 円

③幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上郡町	42.9 歳	332,500 円	357,845 円
兵庫県	41.4 歳	362,200 円	422,546 円
類似団体	41.7 歳	299,825 円	331,828 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	上郡町	兵庫県	国	
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	171,350 円	164,000 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

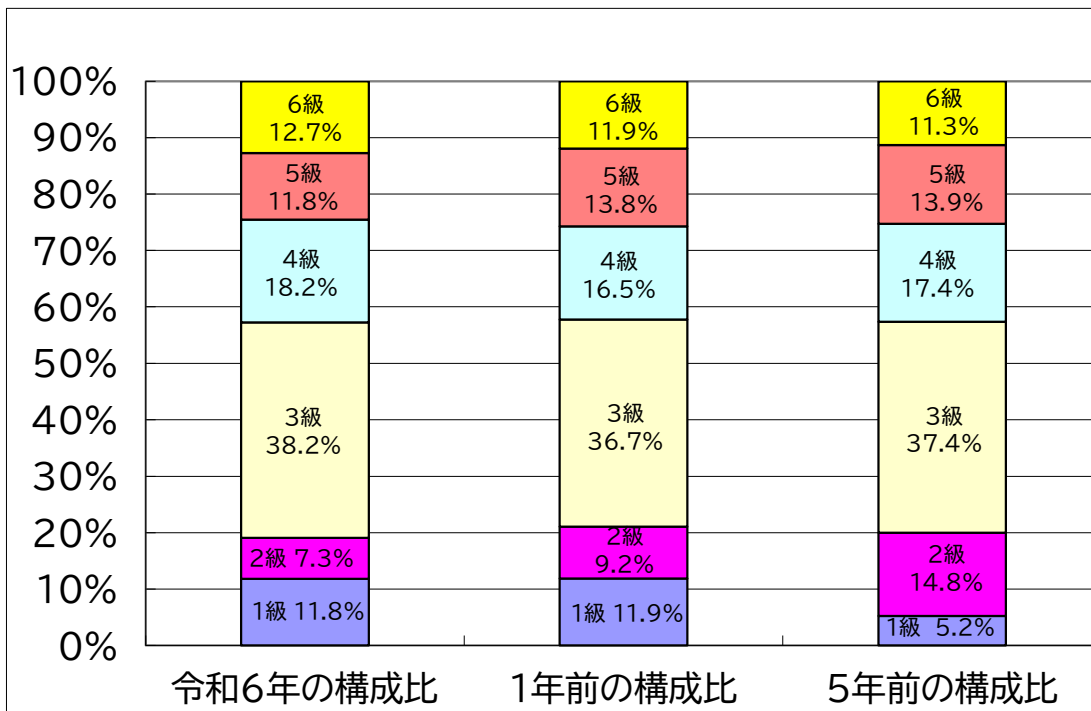
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	264,500 円	341,300 円	366,400 円	396,200 円
	高 校 卒	—	—	—	363,700 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

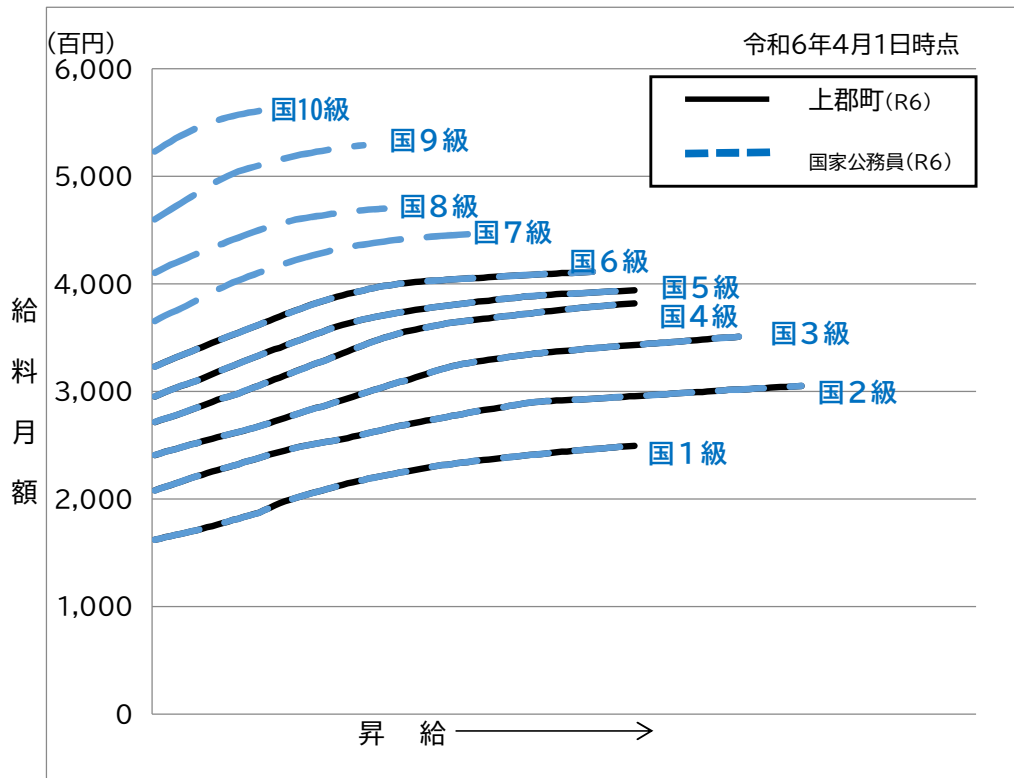
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	13	11.8 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主事・技師	8	7.3 %	208,000 円	305,200 円
3 級	主査	42	38.2 %	240,900 円	351,000 円
4 級	係長	20	18.2 %	271,600 円	382,000 円
5 級	副課長	13	11.8 %	295,400 円	394,000 円
6 級	課長	14	12.7 %	323,100 円	411,300 円

- (注) 1 上郡町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（上郡町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上 郡 町	兵 庫 県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,495 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,769 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（上郡町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

上 郡 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2~45%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2~45%）	
(退職時特別昇給	なし				
1人当たり平均支給額	9,187千円				

- 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
全町域	0 %	0 人	0 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	0.01%
手当の種類（手当数）	5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
医師手当	医師	医師業務	0 千円	月額110万円を超えない範囲
防疫等作業手当	全職員	防疫等作業	0 千円	日額300円または1,100円
塵芥処理作業手当	清掃作業職員	塵芥処理作業	6 千円	日額600円
行旅死亡人等取扱作業手当	全職員	行旅死亡人取扱作業	0 千円	1回につき300円
訪問看護業務等手当	看護職員	訪問看護サービス業務	482 千円	訪問看護サービスに従事月20,000円 1回につき1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	23,307 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	296 千円
支給実績 (令和4年度決算)	34,957 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	299 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・ 配偶者、父母等 6,500円/月 ・ 子 10,000円/月 ※満16歳から満22歳までの扶養親族たる子に係る加算額 1人につき5,000円/月	同じ		15,236 千円	238,055 円
住居手当	持家居住者 支給なし 借家居住者 ・ 家賃27,000円以下 月額 家賃-16,000円 ・ 家賃27,000円超61,000円未満 月額(家賃額-27,000円)×1/2+11,000円 ・ 家賃61,000円超 月額 28,000円(支払限度額)	同じ		4,067 千円	225,921 円
通勤手当	交通機関利用者 実費支給(限度額55,000円) 交通用具利用者 距離により2,100円~26,700円	同じ 異なる	交通用具利用者の支給額	8,869 千円	75,805 円
管理職手当	課長相当職 40,000円 副課長相当職 20,000円 幼稚園長 20,000円	異なる	役職区分と支給額	11,520 千円	338,824 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき 4,400円	同じ		541 千円	5,697 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給料	町 長	776,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 382,500 円
	副町長	638,000 円	700,000 円 / 430,400 円
報酬	議長	395,000 円	408,000 円 / 230,000 円
	副議長	302,000 円	342,000 円 / 180,000 円
	議員	271,000 円	323,000 円 / 157,000 円
期末手当	町 長	(令和5年度支給割合) 4.35 月分	
	副町長	(令和5年度支給割合) 4.35 月分	
退職手当	町 長	(算定方式) 776,000×0.40×48	(1期の手当額) 14,899,200 (支給時期) 任期ごと
	副町長	638,000×0.24×48	7,349,760 任期ごと
備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

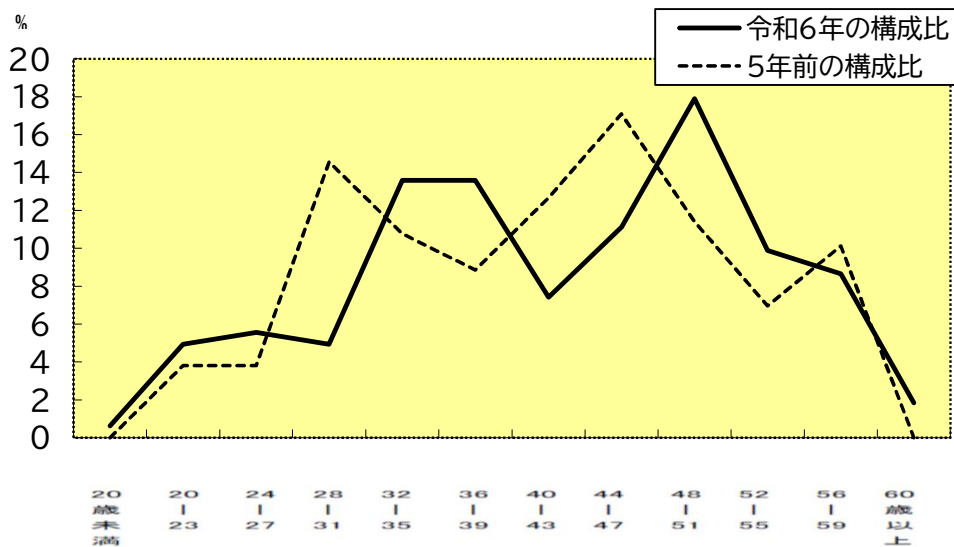
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議会	3	3	0	育休取得職員の補充による増 定年前短時間再任用職員の配置による減 職員の配置調整に伴う減 職員の配置調整に伴う増 <参考> 人口1万当たり職員数 78.34人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 88.99人)
	総務・企画	38	38	0	
	税務	12	12	0	
	農林水産	11	10	△ 1	
	商工	6	6	0	
	土木	11	11	0	
	民生	19	17	△ 2	
	衛生	10	12	2	
	計	110	109	△ 1	
	教育部門	25	30	5	
小計	135	139	4	<参考> 人口1万当たり職員数 99.91人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 108.29人)	
公営企業等	水道	6	5	△ 1	職員の配置調整に伴う減 専門職の会計年度職員から職員への配置変更に伴う増
	下水道	5	5	0	
	その他	12	13	1	
	小計	23	23	0	
合計	158	162	4	<参考> 人口1万当たり職員数 116.44人	
		[186]	[186]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	8人	9人	8人	22人	22人	12人	18人	29人	16人	14人	3人	162人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	108	110	110	107	110	109	1 (+0.9%)
教育	29	28	26	28	25	30	1 (+3.4%)
普通会計計	137	138	136	135	135	139	2 (+1.5%)
公営企業等会計計	21	21	22	23	23	23	2 (+9.5%)
総合計	158	159	158	158	158	162	4 (+2.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与比率
5年度	千円 419,202	千円 53,328	千円 17,845	% 4.3	% 4.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費15,952千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 9	千円 22,986	千円 3,676	千円 8,434	千円 35,096	千円 3,900	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上 郡 町	46.8 歳	384,180 円	558,786 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上郡町(水道事業)		上郡町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和5年度)	1,467 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度)	1,495 千円
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務級6,5級については10%、4,3級については5%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務級6,5級については10%、4,3級については5%	

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

上郡町(水道事業)			上 郡 町		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 9,187千円		

1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全町域	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当

支給実績（令和5年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		0 %	
手当の種類（手当数）		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（年度決算） 左記職員に対する支給単価
-	-	-	-

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）		367 千円	
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		122 千円	
支給実績（令和4年度決算）		397 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		99 千円	

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	・配偶者、父母等 6,500円/月 ・子 10,000円/月 ※満16歳から満22歳までの扶養親族たる子に係る加算額 1人につき5,000円/月	同		1,038 千円	346,000 円
住居手当	持家居住者 支給なし 借家居住者 ・家賃27,000円以下 月額 家賃-16,000円 ・家賃27,000円超61,000円未満 月額(家賃額-27,000円)×1/2+11,000円 ・家賃61,000円超 月額 28,000円(支払限度額)	同		0 千円	0 円
通勤手当	交通機関利用者 実費支給（限度額55,000円）	同		241 千円	53,644 円
	交通用具利用者 距離により2,100円~26,700円	同			
管理職手当	課長相当職 40,000円 副課長相当職 20,000円	同		480 千円	240,000 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき 6,000円	異	1回 4,400円	747 千円	249,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に 占める職員給与比率
5年度	千円 1,050,358	千円 1,878	千円 22,931	% 2.2	% -

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費12,860千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 5	千円 22,721	千円 3,825	千円 9,245	千円 35,791	千円 7,158	千円 6,023

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上 郡 町	41.9 歳	329,460 円	493,320 円
団 体 平 均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上郡町 (下水道事業)		上郡町 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (令和5年度)	1,681 千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度)	1,495 千円
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当 2.45 月分	勤勉手当 2.05 月分	期末手当 2.45 月分	勤勉手当 2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務級6,5級については10%、4,3級については5%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務級6,5級については10%、4,3級については5%	

イ 退職手当 (令和6年4月1日現在)

上郡町 (下水道事業)			上 郡 町		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)	(退職時特別昇給	なし)
1人当たり平均支給額	- 千円		1人当たり平均支給額	9,187千円	

- 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支 給 実 績 (令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
全町域	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当

支給実績（令和5年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （年度決算）	左記職員に対する支給単価
-	-	-	-	-

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	246 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	49 千円
支給実績（令和4年度決算）	320 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	64 千円

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	・配偶者、父母等 6,500円/月 ・子 10,000円/月 ※満16歳から満22歳までの扶養親族 たる子に係る加算額 1人につき5,000円/月	同		1,434 千円	358,500 円
住居手当	持家居住者 支給なし 借家居住者 ・家賃27,000円以下 月額 家賃-16,000円 ・家賃27,000円超61,000円未満 月額(家賃額-27,000円)×1/2+ 11,000円 ・家賃61,000円超 月額 28,000円(支払限度額)	同		336 千円	336,000 円
通勤手当	交通機関利用者 実費支給（限度額55,000円）	同		538 千円	119,600 円
	交通用具利用者 距離により2,100円~26,700円	同			
管理職手当	課長相当職 40,000円 副課長相当職 20,000円	同		240 千円	240,000 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた 職員に支給 勤務1回につき 6,000円	異	1回 4,400円	1,032 千円	206,400 円